### 令和4年度 後期

# 技能検定受検案内

### (技能五輪福島県大会参加案内)

技能検定は、技能者の方々の技能を全国統一の基準により評価し、それを公証することによって、さらに技能習得意欲の増進と社会的地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されるものです。

技能検定は、各職種ごとに1級、2級(職種により特級、単一等級、3級)に分かれ、実技試験と学科試験によって行われます。合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣から、2級及び3級は知事から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

後期の実施日程、実施職種等は次のとおりです。

### ● 令和4年度後期技能検定実施日程

受検申請受付	令和4年10月3日(月)から令和4年10月14日(金)まで(土曜日及び日曜・祝日を除く) 郵送は14日の消印有効となります。 ●郵送先 福島県職業能力開発協会 技能振興課 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131 ●申請方法 ※郵送のみとなります。 ※申請書を送る際は、配達記録が残る方法(書留、レターパック等)をご使用ください。普通郵便等による未着などの郵便事故には対応いたしかねます。 ※受付期限を過ぎた振込等は一切受付られませんのでご了承ください。 ※本人確認証明書(運転免許証、保険証、学生証等)のコピーが必要になります。申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。 ※受検手数料納付(振込みのみです。現金は不可)と申請書送付は受付期間内に両方済ませてください。 の人情報の保護について 受検申請書に記入いただきました個人情報につきましては、受検票の送付及び合格発表等の技能検定の円滑な実施のためにのみ利用します。
実施職種及び手数料	P3~P4 「4.実施職種及び受検手数料」参照 ※受検手数料の減免制度改定について (別紙参照)
受検資格	技能検定を受検するには、一定期間の実務経験が必要となります。 詳しくはP2[2.申請時の注意事項]、P5 [5.受検資格]参照
実技試験問題公表	令和4年11月28日(月)に公表し当協会でのみご覧になれます。(ホームページ等には掲載されません。) ※実技試験問題(当日配布を除く)は、受検票に同封してお送りいたします。
受検票の送付	11月29日(火)より順次受検者の記載した宛先へ送付いたします。 年内に届かない場合は、当協会へご連絡ください。 受検票には、試験日時・会場が記載され、実技試験問題が同封されます。(一部職種除く)
実技試験日	令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間で当協会が指定した日詳しくは、P6 「7.実技試験実施日程」参照
学科試験日	令和5年1月22日(日)・1月29日(日)・2月5日(日) の指定された日。 ・・・・・詳しくは、P6 「8.学科試験実施日程」参照
合格発表	令和5年3月10日(金)  ●技能検定合格者 福島県職業能力開発協会 福島県産業人材育成課より郵便で通知します。 また、福島県産業人材育成課ホームページに受検番号を掲載します。  ●実技又は学科試験のみ合格者 当協会より郵便で通知します。 (なお、この通知書は次年度からの免除資格となりますので、大切に保管してください。) また、当協会ホームページに受検番号を掲載します。  ●不合格者への通知はいたしません。 ●電話による合否の問い合わせには応じられません。 ●実技及び学科試験の得点結果の開示を希望される方は、福島県産業人材育成課(TEL 024-521-7300)にて開示の手続きを行ってください。

令和4年9月1日(木)

●郵送先

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 福島県職業能力開発協会 技能振興課 宛てに、 受検申請書と受検手数料振込の控え(コピー)又は振り込み予定日(振込名義)を記入したメモ等を同封のう え、お送りください。

※本人確認のため、本人確認証明書(運転免許証又は保険証、学生証等)のコピーの提出が必要となります。 申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。

振り込み先

東邦銀行 本店営業部 福島県職業能力開発協会 普诵預金口座 3181881

※原則、領収証は発行しませんので振り込みの控えは、保管くださるようお願いいたします。 ※振込み手数料は自己負担となります。

◎下記については、インターネットからも閲覧(印刷)が可能になっております。

(福島県実施職種)

#### 令和4年度後期技能検定受検案内

福島県職業能力開発協会ホームページ http://f-shokunou.or.jp/ [職業能力評価試験]



→ 「令和4年度後期技能検定受検案内」

#### 令和4年度後期技能検定実技試験問題の概要

※実技試験の構成および試験時間、内容等が確認できます。 福島県職業能力開発協会ホームページ

http://f-shokunou.or.jp/

[職業能力評価試験]

→ [実技試験問題の概要]



- 郵送は、令和4年10月14日(金)の消印有効です。
- 実技試験または学科試験の免除資格を有する方は、申請書に記入のうえ、それを証明する書類の写しを添付して ください。

(未記入や書類の後日提出は免除になりませんので注意してください。)

- 申請書は、当協会ホームページより「技能検定受検申請書等送付依頼書」をダウンロードし、申し込んでください。
- 実技試験及び学科試験の両方の免除資格を有する方は、全職種について、今回の受付期間内に受検申請書に より免除申請をすることができます。申請書の記載内容が確認されれば申請職種の合格証が交付されます。(申請 手数料は無料です。)
- 令和4年度前期から実技試験の減免制度が改定されました。詳しくは、別紙「実技試験受検手数料の減免制度 の改定について | をご覧下さい。なお、2級及び3級の実技試験の受検希望の方(35歳未満の実技試験受検 者)は、次の①、②の両方の書類を提出してください。①運転免許証、住民票のいずれかの写し、②学生証、在 学証明書(任意様式)、在職証明書(指定様式)いずれかの写しの提出が必要です。
  - ※在職証明書(指定様式)は、福島県産業人材育成課又は当協会のホームページからダウンロードしてください。
  - ※受検申請期間内に上記書類の提出がない場合(書類不備を含む)は、減免対象外とし、35歳未満の方でも1 級の実技試験手数料と同額の手数料となります。

申請書内「受検資格」の職歴については、受検職種に関連する経歴のみ記入してください。受検資格の判定につい て、必要に応じて所属事業所等への電話照会や証明書類の提出を求める場合があります。なお、記入内容に不正 があった時は、合格を取り消す場合がありますのでご注意ください。

# その他

- 受検申請者が著しく少ない場合は、実技試験を中止することがあります。(実技試験受検手数料は返還します。)
- 職種によっては、設備等の関係で受付期間中でも締め切ることもあります。
- 申請期間終了後の個人的な理由によるキャンセルの場合、受検手数料は返還しません。
- 申請書提出後、氏名、住所等が変わった場合、速やかに当協会にご連絡ください。
- 技能検定実技試験当日において免許、特別教育が必要な作業一覧(実技試験当日、会場で確認しますので必ず持 参してください。)

職種(作業)名	等級	該当内容	試験当日の対応
工場板金	1級	動力プレスの	動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関する特別教育受講修了証等の
(機械板金作業)	2級	金型取付け等	確認又は自己申告書への署名
工場板金	1級	動力プレスの	動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関する特別教育受講修了証等の
(数値制御タレットパンチプレス板金作業)	2級	金型取付け等	確認又は自己申告書への署名
冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)	1級 2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認













## 4実施職種及び受検手数料

特級 ※受検手数料は全て円

NO	職種	作業	実技試験受検手数料	学科試験受検手数料
1	鋳造			
2	金属熱処理			
3	機械加工			
4	放電加工			
5	金型製作			
6	金属プレス加工			
7	工場板金	,		
8	めっき			
9	仕上げ			
10	機械検査			
11	ダイカスト			
12	電子機器組立て			
13	電気機器組立て		18,200	3,100
14	半導体製品製造			
15	プリント配線板製造			
16	自動販売機調整			
17	光学機器製造			
18	内燃機関組立て			
19	空気圧装置組立て			
20	油圧装置調整			
21	建設機械整備			
22	婦人子供服製造			
23	紳士服製造			
24	プラスチック成形			
25	パン製造	/		

※年齢による減額はありません。

※実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。 (振込み金額は下表を確認のうえ合算(実技試験受検手数料+学科試験受検手数料)してお振込みください) ※記載された実技試験受検手数料は、減免後の金額となります。 令和4年4月1日現在の満年齢とする

### 1級・2級

NO	職種	作業	1級実技試験 受検手数料	2級実技試験 受検手数料 35歳以上	2級実技試験 受検手数料 25歳以上35歳未満	2級実技試験 受検手数料 25歳未満	学科試験 受検手数料
1	さく井	ロータリー式さく井工事					
2	工場板金	機械板金	18,200	18,200	12,200	9,200	
3	上勿似亚	数値制御タレットパンチプレス板金					
4	機械検査	機械検査	15,100	15,100	9,100	6,100	
5	電気機器組立て	シーケンス制御					3,100
6	プリント配線板製造	プリント配線板設計					3,100
7	ノソンド配象似象垣	プリント配線板製造	18,200	18,200	12,200	9,200	
8	鉄道車両製造・整備	走行装置整備	10,200	10,200	12,200	9,200	
9	<b> </b>	鉄道車両点検・調整					
10	光学機器製造	光学機器組立て					

NO	職種	作業	1級実技試験 受検手数料	2級実技試験 受検手数料 35歳以上	2級実技試験 受検手数料 25歳以上35歳未満	2級実技試験 受検手数料 25歳未満	学科試験 受検手数料
11	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て					
12	空気圧装置組立て	空気圧装置組立て					
13	油圧装置調整	油圧装置調整	18,200	18,200	12,200	9,200	
14	農業機械整備	農業機械整備					
15	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工					
16	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	15,100	15,100	9,100	6,100	
17	和裁	和服製作	13,300	13,300	7,300	4,300	
18	プリプレス	DTP					
19	建築大工	大工工事					
20	かわらぶき	かわらぶき					
21	配管	建築配管					
22	型枠施工	型枠工事					3,100
23	鉄筋施工	鉄筋組立て					3,100
24	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事					
25		合成ゴム系シート防水工事	18,200	18,200	12,200	9,200	
26	防水施工	塩化ビニル系シート防水工事	10,200	10,200	12,200	9,200	
27		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事					
28	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事					
29	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事					
30	ガラス施工	ガラス工事					
31	塗装	鋼橋塗装					
32	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ					
33	義肢・装具製作	義肢製作					

### 単一等級

NO	職種	作業	単一等級実技試験 受検手数料	学科試験 受検手数料
1	バルコニー施工	金属製バルコニー工事	18,200	3,100

※年齢による減額はありません。

※実技試験受検手数料の減免対象者は、「福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者」に限ります。 (振込み金額は下表を確認のうえ合算(実技試験受検手数料+学科試験受検手数料)してお振込みください) ※記載された実技試験受検手数料は、減免後の金額となります。 令和4年4月1日現在の満年齢とする ○在校生・・・受付時に大学・短期大学・高等学校・専修学校等に在籍の者(受検関連職種に限る) ○訓練生・・・受付時に公共職業能力開発施設等に在籍かつ離職している者(受検関連職種に限る)

### 3級

NO	職 種	作業	実技試験 受検手数料 35歳以上	実技試験 受検手数料 35歳以上 在校生·訓練生	実技試験 受検手数料 25歳以上 35歳未満	実技試験 受検手数料 25歳未満	実技試験 受検手数料 35歳未満 在校生:訓練生	学科試験 受検手数料
1	造園	造園工事	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	
2	機械加工	普通旋盤	10,200	12,100	12,200	9,200	3,100	
3	機械検査	機械検査	15,100	10,100	9,100	6,100	2,900	
4	電子機器組立て	電子機器組立て						
5	電気機器組立て	シーケンス制御						2 100
6	プリント配線板製造	プリント配線板設計						3,100
7	ノリンド配縁似袋垣	プリント配線板製造	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	
8	内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て						
9	建築大工	大工工事						
10	型枠施工	型枠工事						
11	鉄筋施工	鉄筋組立て						

### 受検する職種に関連する学部・学科を卒業した場合は短縮されます。)

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

								(-	
受検対象者(※1)		特級		1 級		2	級	3 級	単一
		1 級 合格後※10		2 級 合格後	3 級 合格後		3 級 合格後	(% 7)	等 級
実務経験のみ			7			2		0 % 8	3
専門高校卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)	卒業		6				]		1
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)			5					0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業			4						
	800h 以上		6	2	4				
専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	1600h 以上		5					0 % 9	<u></u>
	3200h 以上		4			0	0		0
短期課程の 普通職業訓練修了※ 4	700h 以上	5	6					0 % 6	1
普通課程の	2800h 未満		5						<u>'</u>
普通職業訓練修了※4	2800h 以上		4						
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※ 4			3	1	2			0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了				1					0
長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了				1 % 5		0 % 5			
職業訓練指導員免許取得				1		_	_	_	
長期養成課程の指導員訓練修了				0		0	0	0	

- \*1:検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る
- \*1・快定城隍に肉ヶの子杯、門林村入は元市城隍に味る。 \*2:学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改 革支接・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。 \*3:大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。 \*4:職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の
- 養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了した ものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門 課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく 練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく 普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- \*5:短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試 験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査)に合格しているものに限る。
- \*6:総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- \*7:3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も 受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- \*8:検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。なお、3級の年数0年とは受検職種に現在又は過去関わっている場合に限ります。一度も関わっていない場合は0年でも受検できません。
- \*9: 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- \*10:「○級合格後」の年数は、合格発表目から現在までの年数となります。

# な免除

#### 実技試験の免除

すでに技能検定実技試験を合格している者(特級は5年間)

技能五輪地方大会で技能証を取得した者(2級)

東京商工会議所が行う和裁に関する1級または2級技能検定合格者**(和裁)** 

#### 学科試験の免除

すでに技能検定学科試験を合格している者(特級は5年間)

職業訓練指導員試験合格者または免許取得者(**対応職種はP.6別表参照)** 

1級及び2級技能士課程の向上訓練修了者(当該級)

技能検定合格者(選択科目が2以上ある職種で他の科目を受検する場合)

技能照查合格者(2級、3級)

木造建築士試験合格者または免許取得者(建築大工)

1級若しくは2級建築士試験合格者または免許取得者(建築大工)

#### 〈別 表〉

〈別 表〉					
検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種
造園	造園科	油圧装置調整	機械科	型枠施工	
	森林環境保全科	冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科	鉄筋施工	建設科
さく井	さく井科	婦人子供服製造	洋裁科	コンクリート圧送施工	
機械加工	機械科	和裁	和裁科	防水施工	防水科
建築板金	建築板金科	プリプレス	製版·印刷科	バルコニー施工	建築科
	塑性加工科	石材施工	石材科		枠組壁建築科
工場板金	塑性加工科	建築大工	建築科	カーテンウォール施工	1
機械検査	機械科		枠組壁建築科	ガラス施工	サッシ・ガラス施工科
電気機器組立て	電気科	かわらぶき	屋根科	塗装	塗装科
	メカトロニクス科	配管	配管科	広告美術仕上げ	広告美術科
鉄道車両製造・整備	鉄道車両科		住宅設備機器科	義肢·装具製作	義肢装具科
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	改正前(5.4.1)の発 免除の対象になりま	

# 実技試験実施日程

(製作等作業試験・計画立案等試験・判断等試験のいずれか1つ又は 2つ以上の組合せで構成されています)

職種の構成については実技試験の概要(当協会ホームページ掲載)にて確認してください。

例) 大工職種 作業試験 (当協会指定日・指定会場) のみ

機械検査 作業試験 (当協会指定日·指定会場) +計画立案等試験 (1/22·指定会場)

●判断等試験 下表に記載の全国統一日 ●計画立案等試験 下表に記載の全国統一日

実 施 日	職 種 及 び 内 容
	9:00~ さく井、空気圧装置組立て、カーテンウォール施工、バルコニー施工 計画立案等試験
ام الماركي الماركي	9:00~ コンクリート圧送施工 · · · · · 判断等試験
令和5年 1月15日(日)	10:10~ コンクリート圧送施工 ・・・・・・・・・・・・・・ 計画立案等試験
	(協会指定) さく井、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、空気圧装置組立て、 カーテンウォール施工、バルコニー施工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(協会指定) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業) 判断等試験
1月22日(日)	13:15~ 機械検査(1、2級)、配管(1、2級)、電気機器組立て(1、2級) 計画立案等試験
	13:15~ 内燃機関組立て、婦人子供服製造、型枠施工、ガラス施工 1級計画立案等試験
1月29日(日)	13:15~ 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、特級全職種 計画立案等試験

(注)実技試験は、職種により製作等作業試験のみで行うものと、上記に掲げた職種のように計画立案等作業試験や判断等試験を併せて実施するものがあります。この場合の計画立案等作業試験・判断等試験とは実技試験の一部であり、学科試験とは別のものです。なお、上記に掲げたものについては、問題の公表は行いません。

# $\delta$ 学科試験実施日程

実 施 日	時間	職種
令和5年 1月22日(日)	10:00~	機械検査(1、2級)、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工
1月29日(日)	10:00~	油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、特級全職種
17234(4)	13:15~	造園、さく井、工場板金、鉄道車両製造・整備、バルコニー施工
2月5日(日)	10:00~	機械加工、プリント配線板製造、光学機器製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、樹脂接着剤注入施工、 塗装、義肢・装具製作
2/304(4/	13:15~	機械検査(3級)、電子機器組立て、空気圧装置組立て、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、広告美術仕上げ

※学科試験はマークシート用紙を使用した真偽法・多肢選択法の内容となります。

# 技能五輪福島県大会

第61回技能五輪全国大会(令和5年に開催予定です。)の予選を兼ねて福島県大会を技能検定と併せて実施します。

若い技能者を育て優れた技能を継承していくため積極的に参加してみませんか。

**●参加資格** 平成12年(2000年)1月1日以降に生まれた者(満23歳以下)です。

#### ●職 種 (4競技種目)

西洋料理	※当協会へお問い合わ	せください。
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	9,200
配管	建築配管作業	9,200
建築大工	大工工事作業	9,200
全国大会競技職種	県大会競技職種(作業名)	参加料

#### ●手 続

技能五輪参加申込書に所定事項記入のうえ、参加料を添えて技能検定受付期間内に当協会へ申し込みください。

また、技能検定を兼ねて申し込まれる場合は、2級技能検定 受検申請書を使用し上部余白に(五輪)と朱書してください。

#### ●特 典

2級実技試験の問題により県大会を実施しますので、2級技能検定関連職種については、一定の基準以上の成績をおさめると技能証が交付され、技能検定受検の際、実技試験が免除されます。

#### ●全国大会

第61回技能五輪全国大会の参加資格は、23歳以下の者で技能五輪地方大会に参加し、優秀な成績を収めて、都道府県知事若しくは地方大会実施機関の長又は両者の協議により推薦を受けた者となります。

なお、国際大会の予選を兼ねた全国大会において、各競技職種で21歳以下の者のうち最も優秀な成績を収めた者1名が、日本代表選手として技能五輪国際大会へ派遣されます。

### 職業能力開発施設案内

職業人として必要な知識や技能の習得、あるいは向上を目的として県内各地に次のような施設があります。 技能検定などの各種資格を取得する早道であり、技能というものを体系的に修得できる場でもあります。 皆さんのご利用をお待ちしています。なお、技能検定受検手続等についてもご相談ください。

施設	施設名	所在地		電話
県の施設	テクノアカデミー郡山	〒963−8816	郡山市上野山5	(024) 944-1663
	テクノアカデミー会津	〒969─3534	喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地	(0241) 27-3221
	テクノアカデミー浜	〒975─0036	南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-112	(0244) 26-1555
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構福島支部	福島職業能力開発促進センター	〒960−8054	福島市三河北町7-14	(024) 534-3637
	いわき職業能力開発促進センター	〒973-8403	いわき市内郷綴町舟場1-1	(0246) 26-1231
	会津職業能力開発促進センター	〒965—0858	会津若松市神指町大字南四合字深川西292	(0242) 26-0515
県が認定した 施設	福島共同高等職業訓練校	〒960−1321	福島市立子山字大稲場20	(024) 597-7904
	郡山高等職業能力開発校	〒963─8017	郡山市長者3-2-19	(024) 932-5281
	会津共同高等職業訓練校	〒965−0858	会津若松市神指町大字南四合字幕内西351	(0242) 27-1800
	いわき共同高等職業訓練校	〒970─8036	いわき市好間町下好間字叶田58-1	(0246) 36-2631
	原町建築共同高等職業訓練校	〒975─0041	南相馬市原町区下太田字小原29-9	(0244) 23-4753
	田村建築共同高等職業訓練校	〒963−4312	田村市船引町船引字南町通151-2	(0247) 82-1279

### ◆技能検定及び技能五輪についての詳細は

福島県職業能力開発協会(TEL024-525-8681)または、 福島県商工労働部産業人材育成課(TEL024-521-7300)へ

#### 福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館 5F TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131 http://f-shokunou.or.jp E-mail fuvada@pluto.plala.or.jp



〈受検申請書記入例

職種名及び作業名は正確に記入してください

## 刪 ₩ 楔 定受 級技能検

表品

经

衈

帽

名

出

က

免存

極

ふくしましなかまち

45 出

H

衈

悍

#

(栽特

学科又は課程 所在地(市町村名のみ) 所在地(市町材名のみ) 福島市〇〇町 福島市△△町 (960-8043) 年10月 0 K) 軍 4 Ш 3 3 日 47 歳) 合和 受けたいので申請します 大郎 禁奉 たろう 機械檢查作業 檢棋科 4 H 査 嘉 × | 平 49年 | 例・女 檢棋檢 福島市立00中学校 福島県立△△工業高校 ふくしま 4 名 衈 福 校 1級技能検定を \$ Ą. 生 年 月 日 年齢及び性別 驰 舞 82 1 Ė 幅 漩 # 出

××職業訓練校 **张** 置禁摘設 所 第100 帐 拚 高業数 盤 垒 職歴については受検資格に関連する経歴のみ記入願います 学歴は学校教育法による最終学歴を記入して ください。(最終学歴は必ず必要です) 職業訓練校、職業訓練大学校及び高等技術専

門校は訓練歴欄に記入してください。

在学期回

3年4月~6年3月 Ê 年月~年月(年年月)

9年(

免除を受けようとするときは 必要事項を記入し、 口) (恒 -)を提出してください。 受付期間後の免除追加申請は できません。

2004

18

 $\mathcal{O}$ 

Ŋ

受検資格判定箇所のため、必ず記入してくださ い。なお、記入に不正があった時は、合格を取り

表面に氏名、生年月日が配載されていること。)

**沙草提戳** 

計

20 to 10 to

2.技能検定合格(同一職種のみ)4.職業訓練指導員免許 (通調等)6.その他

3.技能照査(高度職訓) 4.職楽訓 5.技能上課程の向上訓練(通訓等)

李

1. 学科試験一部合格

IĮ.

Tļ.

5 H

10年

1 2 94c

明智

作素名等

《機械検査作業

\*\*

# H~

合格年月日·番号 3 月 28 日

#

15

I

2 級・3 級 技能検定合格

塍

作業)

機械檢查

(該当するものを○で囲む)

資格の名称

① 実技試験一部合格

2.その他(

实技試験 学科試験

# H H # H

2144月~ 9

福島市△△町

製造部主任

△△製作所

(業

6年4月~8年3月 ( 2年 月)

Œ 8年4月-20年3月

五

益

#

所在地(市町村名のみ)

允

钕

福島市××町

機械科 祭 東京都〇〇区

(ICC)

社

上記のいずれかのコピーを貼付して下さい。

免察 免除

۵

機械検査作業 檢棋檢查 ○受検票の送付先が会社の場合は受検者氏名も ○合格発表は当協会ホームページより受検番号に て掲載しますので受検票は大切に保管下さい。 ○読って記入した場合は、二重線(訂正印不要) 天神花子 枠内に記入いただきますようお願いします。 受検する ◁ 免罪 O または修正テープ等で訂正して下さい。 ◁ ○受検票は、試験当日必ず持参下さい。 铝 o 領収書は、原則発行いたしません。 受検する 0 免额 ω (株)△△製作所 総務課 9 6 福島市△△町1-1 兼名 是 受被番号 受検する 受険しない 受検する 受検する 受検する 受検しない 申請区分 A甲 AZ A丙 衈 纖 111 帽 受検者氏名 〇注意事項 中報6ヶ月以内に 撮影した正面脱帽 半年像のものとす 談 黨 (3 cmX2.5cm) 実技 茶料 世 必ずら枚貼ってください。 なな 免除資格判定 ※ 収納済印 沙龙玛蒙 (素) 000-444-000(素) \* r 巢 **李香素** 盔 の 有 兆技 始 (TEL 124-000-0000 팢 960-0000 編島市△△町1-1 (株)△△製作所 绥 靈 绘 福島市中町8-2 卖 貼付 欧 82 数 ※実技 閂 実技試験 収納済印 本人確認証明書 # K \* 960-8043 ■健康保険被保険者割 衈 (会社名) 世 允 機械検査作 (住所) 悍 죕 緥 日接影 ¥ 機械檢 級 申請6ヶ月以内に 撮影した正面脱帽 下外間のものとす (3caX2.5ca) 堂 勤務先の 名称及び 所 在 地 身体障害 在地 密 # 鄰 受赖資格 # 山 出 明 (七 脈) ※印の部分には記入しないでください。 裏面をよくご覧のうえ記入願います 免除資格判定 開 卒業、中退等の別 刑士 中语 訓練を受けた期間 修丁、中選等の別 銀丁・中退 卒業・中退 受検資格判定 0000-4444-000 職務内 機械検査 機械検査 拉茶茶 洪珠 · · \*\* 实技試験 恕 の無  $\bar{k}$ 中町8-2 取得地 取得年月日・番号(写しを添付)

■受検票の送付先を会社宛にする場合は、

⊲

◁

耧

下の欄に受検票の送付先を必ず記入するこ

担当者名及び受検者氏名を記入してください。